

## パブリックコメント: 提出内容の確認

意見の入力

内容の確認

提出完了


 注意事項

- ・意見提出締切日を過ぎた場合は、意見を提出できませんので、ご注意ください。
- ・ブラウザの「戻る」ボタンはご使用になれません。画面下部に「戻る」ボタンがありますので、こちらのボタンをご使用ください。

案件番号	410270009
案件名	「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)(競馬の馬券の払戻金に係る所得区分)に対する意見公募手続の実施について
所管府省・部局名等	国税庁課税部個人課税課審理第一係 電話番号:03-3581-4161(内線3406)
意見・情報受付開始日	2015年03月25日
意見・情報受付締切日	2015年04月24日  本日意見提出の締切日です。受付の締切時間にご注意ください。 受付の締切時間については意見公募要領等をご参照ください。
氏名	全国青年税理士連盟 会長 坂本和穂
連絡先電話番号	03-3354-4162
連絡先メールアドレス	zensei@khaki.plala.or.jp

## 提出意見

今回の所得税基本通達の一部改正(案)として、所得税基本通達34-1(2)(注)1に「馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して～」と極々限定的に記載することは、その前文に書かれている「～この通達の具体的な適用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に相当する処理を図るよう努められたい。」と規定されている趣旨に反し、今回の最高裁の判決以外は一切認めないと記載すること自体に問題がある。すなわち、今回の裁判の争点であった(2)の「営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。」のみを記載すれば内容的には足りるのであり、(注)1以下の記載は削除すべきである。

また、そもそも現行の所得区分は65年前に制定されたものであり、時代背景の変化に対応できていないため制度疲労を起している面があり、例えば、一時所得も担税力があると考えると雑所得と統合し「その他の所得」として課税の適正化を図るなど、通達ではなく法律で対応するべきであると考えます。


 画像認証

いたずらによる機械的な意見提出を防ぐため、画像認証を行います。  
 提出内容に問題のないことを確認のうえ、次の画像に表示されている数字を入力し「提出する」ボタンを押してください。

0 7 6 9 4 1 1 2

画像認証入力欄【半角数字】









提出する

戻る

 このページを閉じる

[このページの先頭へ](#)

---

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

## パブリックコメント:提出完了

意見の入力

内容の確認

提出完了

「「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)(競馬の馬券の払戻金に係る所得区分)に対する意見公募手続の実施について」への意見を次の受付番号で受け付けました。

201504240000339227

ご利用ありがとうございました。

## ■ 提出内容の保存について

提出した内容をHTML形式のデータでダウンロードすることができます。  
保存される方は、次のボタンをクリックしてデータをダウンロードしてください。

提出内容を保存する

[データのダウンロード方法、またはデータの閲覧方法について](#)

このページを閉じる

[このページの先頭へ](#)

## 提出内容

受付番号	201504240000339227
提出日時	2015年04月24日13時26分

案件番号	410270009
案件名	「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)(競馬の馬券の払戻金に係る所得区分)に対する意見公募手続の実施について
所管府省・部局名等	国税庁課税部個人課税課審理第一係 電話番号:03-3581-4161(内線3406)
意見・情報受付開始日	2015年03月25日
意見・情報受付締切日	2015年04月24日

郵便番号	-
住所	
氏名	全国青年税理士連盟 会長 坂本和穂
連絡先電話番号	03-3354-4162
連絡先メールアドレス	zensei@khaki.plala.or.jp

提出意見	<p>今回の所得税基本通達の一部改正(案)として、所得税基本通達34-1(2)(注)1に「馬券を自動的に購入するソフトウェアを使用して～」と極々限定的に記載することは、その前文に書かれている「～この通達の具体的な適用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。」と規定されている趣旨に反し、今回の最高裁の判決以外は一切認めないと記載すること自体に問題がある。すなわち、今回の裁判の争点であった(2)の「営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。」のみを記載すれば内容的には足りるのであり、(注)1以下の記載は削除すべきである。</p> <p>また、そもそも現行の所得区分は65年前に制定されたものであり、時代背景の変化に対応できていないため制度疲労を起している面があり、例えば、一時所得も担税力があると考えれば雑所得と統合し「その他の所得」として課税の適正化を図るなど、通達ではなく法律で対応するべきであると考えます。</p>
------	--